精密工学会研究奨励賞規程

第１章　総　則

第１条　本会に精密工学会研究奨励賞（以下「本賞」という）を設ける.

第２条　本賞は，内容が独創性に優れた論文を公表した新進気鋭の研究者個人に対し，その努力と精進に報いるとともに，旺盛な研究意欲を高揚させることを目的として贈賞する.

第３条　受賞候補者は，審査対象論文の筆頭者であって,論文受付日において満 35 歳以下であり,過去に精密工学会の精密工学会論文賞、同沼田記念論文賞、同髙城賞および同研究奨励賞を受賞したことのない者とする.

第４条　本賞は，同一年度に，精密工学会のその他の賞と重複して贈賞しない.

第５条　本賞の審査対象論文は，前年の 1 月 1 日以降 12 月 31 日までに発行された「精密工学会誌」および前々年 10 月 1 日から前年 9 月 30 日までに発行された「Precision Engineering 誌」に掲載された論文等（以下「論文」という）とし，「Precision Engineering 誌」は精密工学会会員（投稿時）が含まれる論文の自薦・他薦のみを対象とする.

2. ただし，自薦・他薦による推薦は過去２年間に発表された論文までを対象とする.

3. さらに，当該年度の論文と続報関係にある、研究対象を一にする複数論文をまとめて一つの成果として選考することも考慮し，その場合，過去数年間に発表された論文を考慮することがある.

第６条　贈賞は，原則として毎年５件以内とする.

第７条　該当者がいないときは，その年度には贈賞しない.

第２章　審査委員会

第８条　本会に，精密工学会論文賞および精密工学会研究奨励賞,精密工学会沼田記念論文賞ならびに精密工学会高城賞の審査を行う４賞合同の論文賞等審査委員会（以下「審査委員会」という）を置く.

第９条　審査委員会委員長は，理事会または執行委員会の議決により，会長が指名する.

2. 特別の事情のない場合は，副会長がこれにあたる.

第 10 条 審査委員会の幹事および委員は，審査委員会委員長の推薦により，会長が委嘱する.

第 11 条 審査委員の任期は当該年度の審査が終了するまでとする.

第 12 条　審査委員会の定足数は，委任状も含め，委員長，幹事を含む審査委員総数の 3 分の 2 とし，出席委員の過半数の同意をもって議決する.

2. 賛否同数の場合は委員長が決定する.

第 13 条 審査手続きは，別に定める精密工学会論文賞・精密工学会研究奨励賞・精密工学会沼田記念論文賞・精密工学会高城賞審査要領による.

第 14 条 審査委員会委員長は，毎年 1 月の理事会に審査結果を報告する.

第３章　受賞者の決定

第 15 条 理事会または執行委員会は，各審査委員会委員長の報告を受け，受賞者を決定する.

第４章　表　彰

第 16 条 贈賞は，毎年精密工学会春季大会において行うことを原則とする.

第 17 条 賞は，賞状および賞牌とする.

2023 年 1 月 20 日　理事会にて承認

以上